職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約 (第百八十七号) の説明書

外

務

省

目次

| · 参 | \equiv | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 二 | 4 | 3 | 2 | 1 | _ |
|--------|---------------|------|------|------|------|----|----|-------|----------------|-----------------------|---------|---------|----|
| | 条 約 | | | | | | | 条約 | | | | | 概説 |
| 考) | 米約の実施のための国内措置 | 最終条項 | 国内計画 | 国内制度 | 国内政策 | 目的 | 定義 | 条約の内容 | 早期国会承認が求められる理由 | 条約の締結により我が国が負うこととなる義務 | 条約締結の意義 | 条約の成立経緯 | 似說 |
| 匹 | 三 | 三 | _ | _ | _ | | | _ | _ | _ | _ | _ | _ |

概説

1 条約の成立経緯

- (1) 通じ、 国際労働機関(ILO)は、 多くの国際労働基準(ILO条約及びILO勧告)を設定し、 政府、 使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これらの三者の間の議論を 労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。
- (2)認識が高まる中、 職業上の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展並びに国の段階での計画的及び継続的な枠組みの確立が重要であるという 昨年の第九十五回総会でこの条約が採択された。

2 条約締結の意義

は、 により、 この条約は、 職業上の負傷、 職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進することについて定めたものである。 各国の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展を促進し、並びに国内政策、 疾患及び死亡を予防し、職業上の安全及び健康を促進するとの見地から有意義であると認められる。 国内制度及び国内計画を定めること 我が国がこの条約を締結すること

- 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務
- この条約の締結により、 我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、 次のとおりである。
- (1) 国内政策を定めることにより、安全かつ健康的な作業環境を促進すること。
- (2) 職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、 維持し、 漸進的に発展させ、 及び定期的に検討すること。
- (3) 職業上の安全及び健康に関する国内計画を定め、 実施し、 監視し、 評価し、 及び定期的に検討すること。
- 4 早期国会承認が求められる理由

業上の安全及び健康の促進に協力することは、 よって、 危害防止の文化の発展等の新たなアプローチを取り入れること、計画的及び継続的な枠組みを確立すること等を通じて国際的な職 諸外国に範を示し、 国際的な期待にこたえるためにも、 労働安全衛生分野において積極的に活動している我が国にふさわしい役割である。 我が国が率先してこの条約を締結することが望ましい

条約の内容

この条約は、前文、本文十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義 (第一条

- (1) ずる事故及び健康障害を防止することを目的とする。)をいう。 「国内政策」とは、 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する国内政策 (就業に起因し、若しくは関連し、 又は就業中に生
- (2) 画を実施するための主要な枠組みを提供する基盤となる制度をいう。 「職業上の安全及び健康に関する国内制度」 (又は「国内制度」)とは、 国内政策並びに職業上の安全及び健康に関する国内計
- (3) 康の改善のために定める措置の優先順位及び手段並びに進展を評価する手段を含む国内計画をいう。 「職業上の安全及び健康に関する国内計画」 (又は 「国内計画」)とは、 所定の期間内に達成すべき目的、 職業上の安全及び健

2 目的 (第二条)

業上の負傷、 この条約の目的は、 疾患及び死亡を予防するために職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進すること等にある。 加盟国が使用者団体及び労働者団体と協議した上で国内政策、 国内制度及び国内計画を定めることにより、 職

玉 内政策 (第三条

- (1) 加盟国 は 国内政策を定めることにより、 安全かつ健康的な作業環境を促進する。
- (2) 加盟国は、 すべての関連する段階において、 安全かつ健康的な作業環境についての労働者の権利を促進し、 及び発展させる。
- 加盟国は、 国内政策を定めるに当たり、 職業上の危険性又は有害性を評価し、 及びこれに根本的に対処すること等の基本原則を

国 内制度 (第四条)

促進する。

(3)

- (2) (1) 加盟国は、 職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、 維持し、 漸進的に発展させ、 及び定期的に検討する。
- 国内制度には、 特に、 法令、 責任を有する機関、 監督制度等を含める。
- (3) 国内制度には、 適当な場合には、三者 (政・労・使) の間の諮問機関、 情報及び助言に係るサービス、 訓練の提供等を含める。

玉 内計 画 (第五条)

(1) 加盟国 は 職業上の安全及び健康に関する国内計画を定め、 実施し、 監視し、 評価し、 及び定期的に検討する。

- (2) 国内計画は、
- 各国の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展を促進する。
- (口) (1) 国内法等に従って、 かつ、 合理的に実行可能な限り、 職業上の危険性又は有害性を除去し、又は最小限にすることにより、

労

働者の保護に貢献する。

- (I) (N) 国内の状況の分析に基づいて定められ、 及び検討される。
- 目的、 対象及び進展の指標を含む。

(3) 国内計画は、 広く公表するものとし、 可能な範囲で、 最上級の国内機関により承認され、 及び開始される。

6 最終条項 (第六条から第十四条まで)

この条約の批准、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三

条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、 新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

1 採択 平成十八年六月十五日 ジュネーブにおいて採択

2 効力発生 平成十九年二月十五日現在 未発効(二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生

ずる。)

3 締約国 平成十九年二月十五日現在 なし